平成30年７月20日

【ＩＲ関連項目の検討について】

提案にあたっての留意事項等

　ＩＲ関連項目の検討について提案及び対話（以下「本提案等」という。）を行うにあたっては、以下にご留意ください。

記

１　本提案等の参加実績及び内容は、大阪・夢洲において実施するＩＲ事業について今後予定している事業者公募の際に、評価の対象となるものではありません。

２　本提案等の内容について、大阪府又は大阪市の施策としての採用や実現を保証するものではありません。

３　具体的なＩＲ事業計画についての提案は受け付けていません。

４　本提案等への参加に要する費用は、提案者で負担ください。

５　本提案等の実施実績については、事業遂行に支障をきたさなくなった時期に、「[ＩＲ推進局における事業者対応等指針](http://www.pref.osaka.lg.jp/irs-kikaku/shishin/index.html)」様式２により、局ホームページにおいて公表します。

６　提案者が公にしないことを条件として提供する情報については、情報提供時にその旨を明示してください。なお、本提案等の内容は、前５及び以下の場合を除き、第三者に対し公表・開示・提供（以下「提供等」という。）を行いません。

* 1. 公知・公用のもの
  2. 大阪府又は大阪市が既に保有又は独自に開発・取得したもの
  3. 提案者が同意した場合
  4. 法令等により提供等が要求される場合
  5. ＩＲ関連項目の検討の遂行に必要な範囲において、大阪府又は大阪市の関係行政機関で利使用する場合

７　提案内容については、第三者の知的財産権その他いかなる権利利益を侵害しないものとし、問題が生じた場合は提案者において責任をもって対処してください。